

社援発 0319 第 26 号
令和 8 年 3 月 19 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「社会福祉施設等施設整備費における介護用リフト等
特殊附帯工事の取扱いについて」の一部改正について

標記については、平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005008 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における介護用リフト等特殊附帯工事の取扱いについて」により行うこととされているが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとしたので、貴管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

- ・ 社会福祉施設等施設整備費における介護用リフト等特殊附帯工事の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005008号)

新旧対照表

改 正 後	現 行
社援発第1005008号 平成17年10月5日	社援発第1005008号 平成17年10月5日
第一次改正、第二次改正 第三次改正、第四次改正 第五次改正、第六次改正 第七次改正、第八次改正 第九次改正、第十次改正 第十一次改正、第十二次改正 第十三次改正、第十四次改正 第十五次改正、第十六次改正 第十七次改正	第一次改正、第二次改正 第三次改正、第四次改正 第五次改正、第六次改正 第七次改正、第八次改正 第九次改正、第十次改正 第十一次改正、第十二次改正 第十三次改正、第十四次改正 第十五次改正、第十六次改正
省 略	省 略
第十八次改正 社援発※※※※第※号 令和8年※月※※日	第七次改正 社援発0328第20号 令和7年3月28日
都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長	都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長
厚生労働省社会・援護局長	厚生労働省社会・援護局長
社会福祉施設等施設整備費における介護用リフト等	社会福祉施設等施設整備費における介護用リフト等

改 正 後	現 行
特殊附帯工事の取扱いについて 標記の国庫補助金の交付については、平成１７年１０月５日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」により行うこととされているが、その取扱いに当たっては別紙のとおり「社会福祉施設等施設整備費（介護用リフト等特殊附帯工事費）補助金実施要綱」を定め実施することとし、平成１８年４月１日から適用することとしたので、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。 なお、平成１５年９月２６日社援発第 0926015 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉施設等施設整備費における介護用リフト等特殊附帯工事の取扱いについて」は廃止する。	特殊附帯工事の取扱いについて 標記の国庫補助金の交付については、平成１７年１０月５日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」により行うこととされているが、その取扱いに当たっては別紙のとおり「社会福祉施設等施設整備費（介護用リフト等特殊附帯工事費）補助金実施要綱」を定め実施することとし、平成１８年４月１日から適用することとしたので、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。 なお、平成１５年９月２６日社援発第 0926015 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉施設等施設整備費における介護用リフト等特殊附帯工事の取扱いについて」は廃止する。

改 正 後	現 行
別紙 社会福祉施設等施設整備費（介護用リフト等特殊附帯工事費） 補助金実施要綱 1 （略） 2 （略） 3 国庫補助基準額 （１） （略） （２） ２の（１）以外の事業を行う場合（保護施設等に限る。） ア （略） イ アにより選定された額と、<u>16,500</u>千円とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。 （略） （３） （略）	別紙 社会福祉施設等施設整備費（介護用リフト等特殊附帯工事費） 補助金実施要綱 1 （略） 2 （略） 3 国庫補助基準額 （１） （略） （２） ２の（１）以外の事業を行う場合（保護施設等に限る。） ア （略） イ アにより選定された額と、<u>15,400</u>千円とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。 （略） （３） （略）

改 正 後	現 行								
別表 1 地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合	別表 1 地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合								
<table><tr><th>施 設 の 種 類</th><th>基 準 額</th></tr><tr><td>救護施設</td><td><u>18,400</u> 千円</td></tr></table>	施 設 の 種 類	基 準 額	救護施設	<u>18,400</u> 千円	<table><tr><th>施 設 の 種 類</th><th>基 準 額</th></tr><tr><td>救護施設</td><td><u>17,100</u> 千円</td></tr></table>	施 設 の 種 類	基 準 額	救護施設	<u>17,100</u> 千円
施 設 の 種 類	基 準 額								
救護施設	<u>18,400</u> 千円								
施 設 の 種 類	基 準 額								
救護施設	<u>17,100</u> 千円								